

下関市ボートレース企業局最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、下関市ボートレース企業局が発注する工事に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に関し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定による最低制限価格制度（以下「最低制限価格制度」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 最低制限価格制度の対象は、工事に係る全ての競争入札のうち、総合評価方式により落札者を決定するものを除くものとする。

(周知)

第3条 最低制限価格制度を適用する旨を、下関市ボートレース企業局契約規程（平成26年競艇企業局規程第16号）第4条第1項の規定による公告及び第17条第2項の規定による通知において明らかにするものとする。

(最低制限価格の設定)

第4条 最低制限価格は、次の各号により算出された価格とする。

- (1) 申込入札価格（設計金額を超えるもの及び予定価格に0.87を乗じて得た価格(千円未満切捨て)に満たないものを除く。）の下位10者（入札参加者が10者未満の場合は全者）の相加平均値(千円未満切捨て)に0.9を乗じて得た価格(千円未満切捨て)とする。ただし、その価格が、予定価格に0.87を乗じて得た価格に満たない場合は予定価格に0.87を乗じた価格(千円未満切捨て)とする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、特殊な機械設備工事、特殊な電気設備工事、解体工事等については、申込入札価格（設計金額を超えるものを除く。）の下位10者（入札参加者が10者未満の場合は全者）の相加平均値(千円未満切捨て)に0.9を乗じて得た価格(千円未満切捨て)とする。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年2月1日から施行し、改正後の下関市競艇企業局最低制限価格制度実施要領の規定は、同日以後に公告又は通知を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。